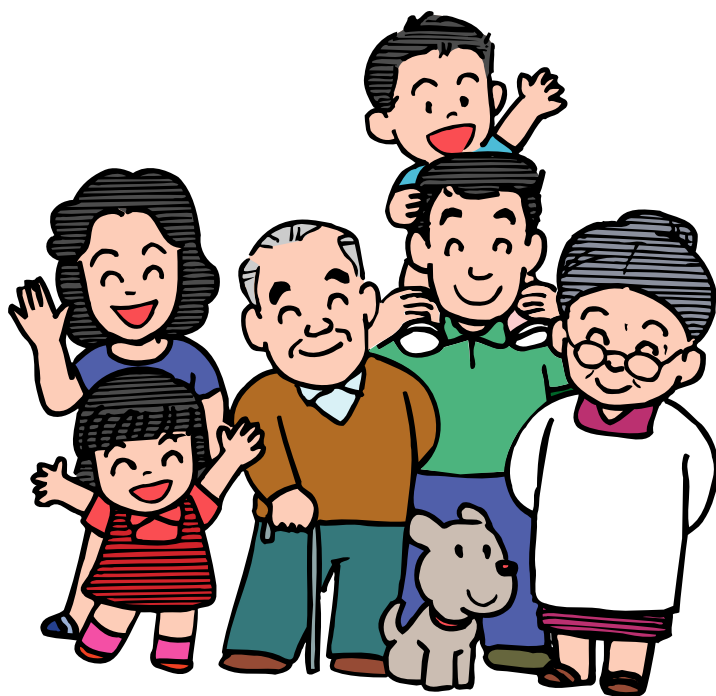


雲仙市男女共同参画計画



平成20年3月

雲 仙 市

雲仙市男女共同参画計画



はじめに

近年、少子高齢化の進展や産業構造の変化、家族形態の多様化など私たちを取り巻く社会環境は急速に変化しています。

そのような中、労働力の安定的な確保や安心して暮らせる地域づくりのために、積極的な女性の社会参画が求められており、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっております。

国においては、このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定され、また、県においても平成14年3月に「長崎県男女共同参画推進条例」を制定されております。

本市では、平成18年10月に雲仙市男女共同参画懇話会を設置し、昨年2月に賜りました懇話会からの提言や5月に実施した市民意識調査の結果を基に、「男女が互いを認め合い、尊重し、協力し合うまち 雲仙市」を目指して「雲仙市男女共同参画計画」を策定いたしました。

この計画は、雲仙市における男女共同参画の推進のための基本指針となるものであり、市民・事業者・行政が目指す社会の姿として「男女がお互いに認め合い尊重し合う社会」「男女が仕事も家庭もともに担う社会」「男女が地域や社会に積極的に参画する社会」の3本の基本目標を掲げております。

市では、この計画に基づき、各担当部局において諸施策を展開してまいります。男女共同参画社会の実現のためには、市と事業者や市民のみなさまが連携して取り組んでいくことが不可欠でありますので、なお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、計画の策定にあたり、貴重なご提言・ご意見をいただきました雲仙市男女共同参画懇話会の委員のみなさまをはじめ、関係各位に対しまして心から感謝申し上げます。

平成20年3月

雲仙市長 奥村 慎太郎

目次

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	2
5 男女を取り巻く社会情勢の変化	3

第2章 計画の方針

1 計画の基本方針	11
2 計画の基本理念	13
3 計画の基本目標	13
4 計画の体系	14

第3章 計画の内容

基本目標1 男女が互いに認め合い尊重しあう社会づくり	17
重点目標1 男女共同参画への意識づくり	17
重点目標2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	21
重点目標3 性の尊重と暴力の根絶	26
基本目標2 男女が仕事も家庭もともに担う社会づくり	34
重点目標1 家庭における男女共同参画の促進	34
重点目標2 働く場における男女共同参画の促進	40
基本目標3 男女が地域や社会に積極的に参画する社会づくり	48
重点目標1 社会における意思決定過程への男女共同参画の促進	48
重点目標2 地域社会への男女共同参画の促進	52

第4章 計画を実行するために

1 計画の着実な推進	59
------------	----

資料編

1	用語の説明	63
2	雲仙市男女共同参画懇話会設置要綱	69
3	雲仙市男女共同参画懇話会委員名簿	71
4	雲仙市男女共同参画庁内推進会議設置要綱	72
5	男女共同参画に関する世界、国、県の動き	75
6	男女共同参画社会基本法	78



第1章 計画の概要



1

計画策定の趣旨

今日、経済の安定成長や社会の成熟化など社会環境の変化とともに、少子高齢化や人口減少が本格化するに伴い、経済活力の衰退のほか、地域における人々の協力を支える営みにも様々な問題が起こりつつあり、これらに対応するためには、社会生活と私生活の両面にわたって、男女を問わず一人ひとりの個性や能力を十分発揮することができる男女共同参画社会*の実現が不可欠となっています。男女共同参画社会基本法*においても、男女共同参画社会の実現は緊急の課題であると位置づけられており、市町村においては男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされています。

特に、基幹産業である農業の就業者が全就業者のほぼ4分の1（24.3%（平成17年国勢調査））を占める雲仙市では、農家の後継者不足や家庭が生産の場であることから、農作業に加え家事の負担も女性に集中しがちであるといった農村地域特有の問題を抱えています。

このような中、本市においても平成18年度、「雲仙市男女共同参画懇話会」を開催し、計4回の議論を経て、男女共同参画社会を実現するための7項目からなる提言書が提出されました。

市では、提言書に示された7つの提言に基づき、市全体で男女共同参画社会の実現に取り組み、男女が互いに人権を尊重し、あらゆる分野において積極的にまちづくりに参画できる市となるよう、その基本的な指針として「雲仙市男女共同参画計画」を策定することとしました。

2

計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」であり、雲仙市の男女共同参画を推進するための基本指針となるものです。

また、策定にあたっては、国の「男女共同参画基本計画」及び県の「長崎県男女共同参画基本計画」を踏まえるとともに、「雲仙市総合計画」をはじめとする各種計画との整合を図っています。

3

計画の期間

この計画は、平成 20 年度を初年度とし、平成 24 年度を目標年度とする5か年計画とします。

4

計画の策定体制

● 庁内推進会議及び幹事会の設置

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、「雲仙市男女共同参画庁内推進会議」を設置し、その下に庁内関係各課の代表 22 名で構成される「幹事会」を設置しました。幹事会では、男女共同参画計画に関する調査研究と推進会議に付議する計画案の構築を行いました。

● アンケート調査の実施

本計画を策定するにあたっては、市民の男女平等に対する意識、家庭生活や地域活動における男女共同参画の状況、就労や人権に関する意識・実態等を把握するために、「男女共同参画社会に関する市民意識調査」（以下、「市民意識調査」という。）を実施しました。

● 市民意識調査の実施概要

調査対象	市内在住の満 20 歳以上の男女から無作為抽出した 2,000 人
調査方法	郵送による配付・回収
調査期間	平成 19 年 5 月 24 日～6 月 8 日（調査基準日：5 月 1 日）
回収結果	有効回収数：710 件（有効回収率：35.5%）

● パブリックコメントの実施

幹事会における計画素案の審議後、そこでの修正意見を踏まえた計画案を広く市民に公表し、パブリックコメント*を募集しました。

5

男女を取り巻く社会情勢の変化

● 少子高齢化の進展

わが国では、世界にも例を見ないスピードで高齢化が進む一方、少子化の波もとどまるところを知らず、従来の予測よりも早く、人口減少社会へ突入しています。

本市においても、昭和60年以降の年齢3区分別人口割合の推移（図1-1参照）を見ると、15歳未満の年少人口割合が減少を続けているのに対し、65歳以上の老年人口割合は増加を続けており、いわゆる少子高齢化が進行し続けていることがわかります。

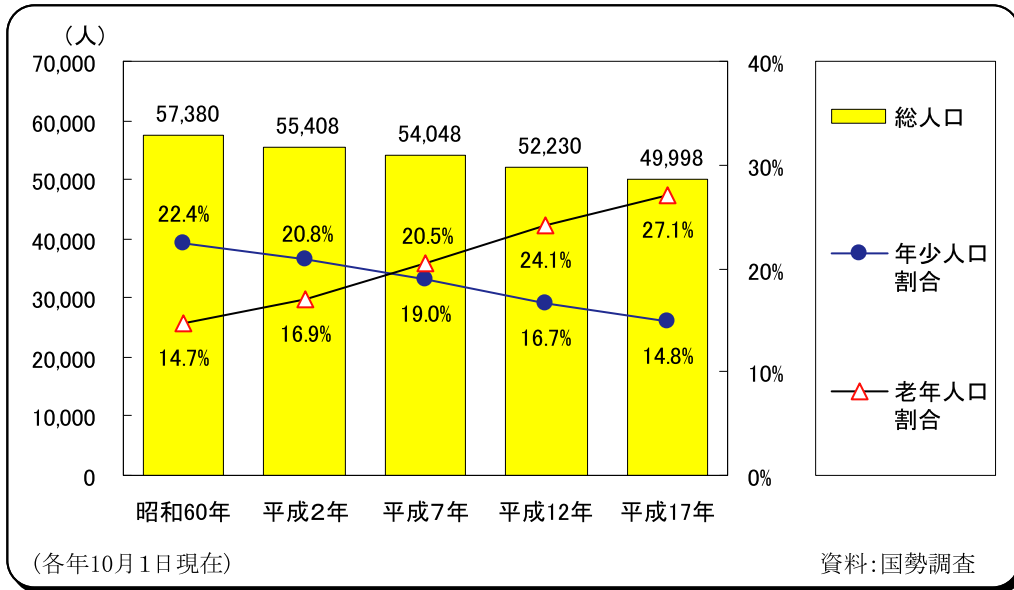
また、人口ピラミッド（図1-2参照）を見てもわかるように、現在最も人口の多い第1次ベビーブーム世代（団塊の世代）※の多くが、今後順次高齢者の仲間入りをしていくため、高齢化はさらに急速に進行することが予想されます。

このような少子高齢化の進展は、若年労働力※の減少による経済成長の衰退、要介護高齢者の増大と年金、医療、福祉などの社会保障分野における現役世代の負担増大など、社会経済全体に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。そのため、社会のあらゆる仕組みの中に、高齢者の自立を支え、社会参加を促すハード・ソフト両面※の整備が必要です。

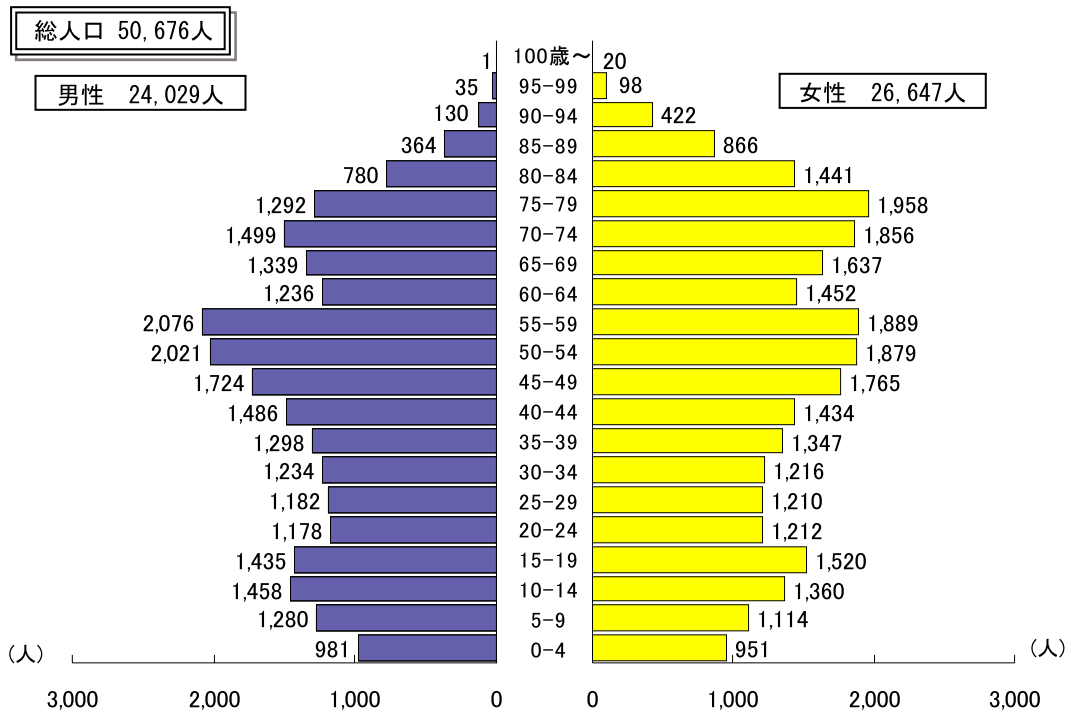
また、少子化については、非婚化・晩婚化が主な要因とされていますが（図1-3、1-4参照）、社会全般の個人主義化、自由主義化などとともに、家庭生活の労働負担の偏り、子育てにかかる経済的負担や精神的な不安感・孤独感、仕事との両立の難しさなど、多くの要因が複雑に作用しているものと考えられます。これら多様な背景の中で個人の人生設計が制約を受け、結果として少子化が進行しているという現実があります。

このような状況に対しては、既存の子育て支援施策に加え、結婚や子育てなどの人生の節目・転換期に対応した長期的な視点に立った生活設計や、個人の望む人生設計が実現できるような施策の展開が求められています。

◆ 図 1-1 総人口及び年少・老年人口割合の推移

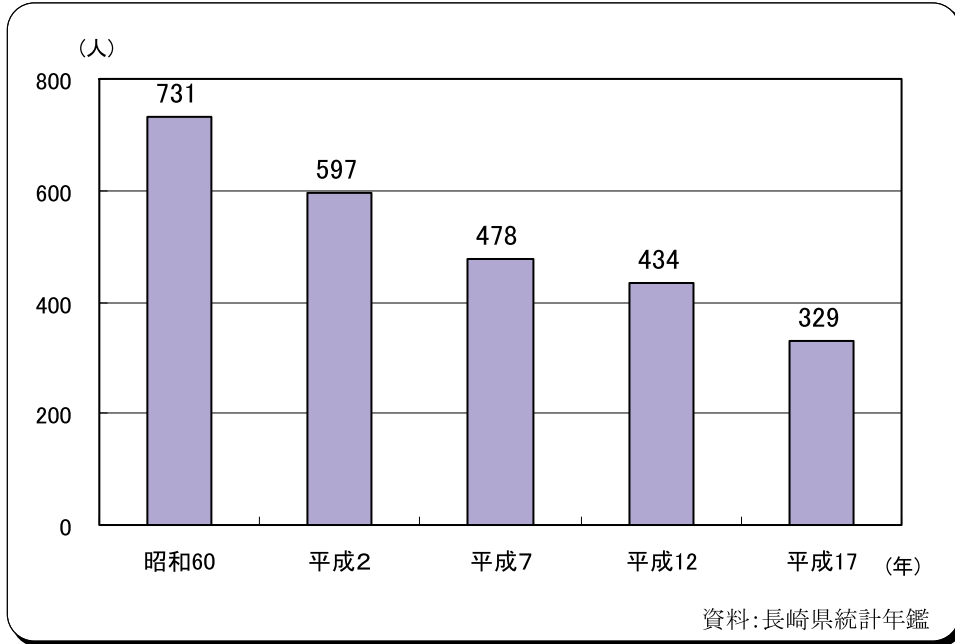


◆ 図 1-2 平成 19 年 3 月 30 日現在の人口ピラミッド

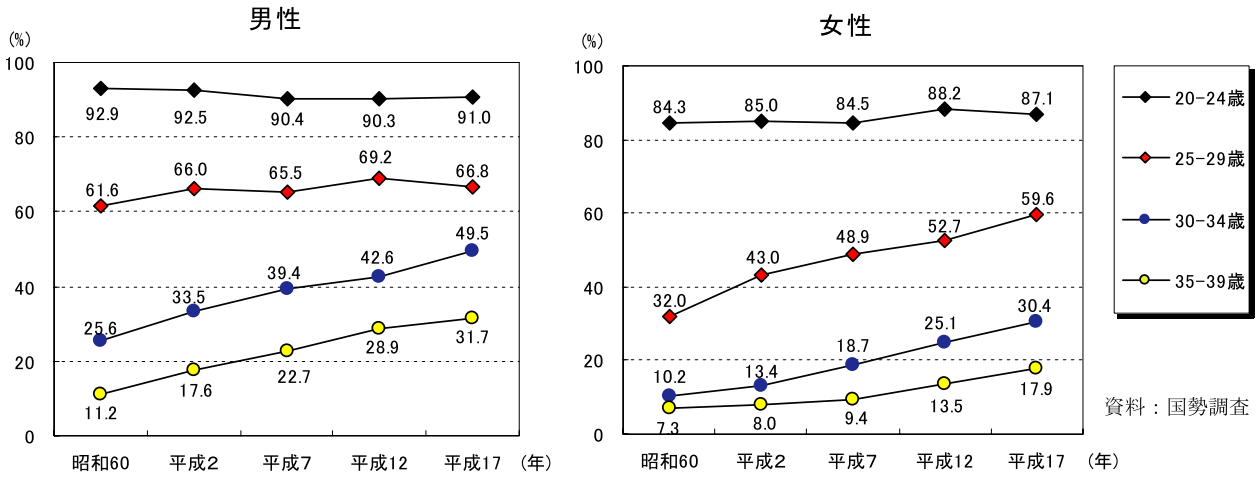


資料：住民基本台帳

◆ 図 1-3 出生数の推移



◆ 図 1-4 年齢階層別未婚率の推移



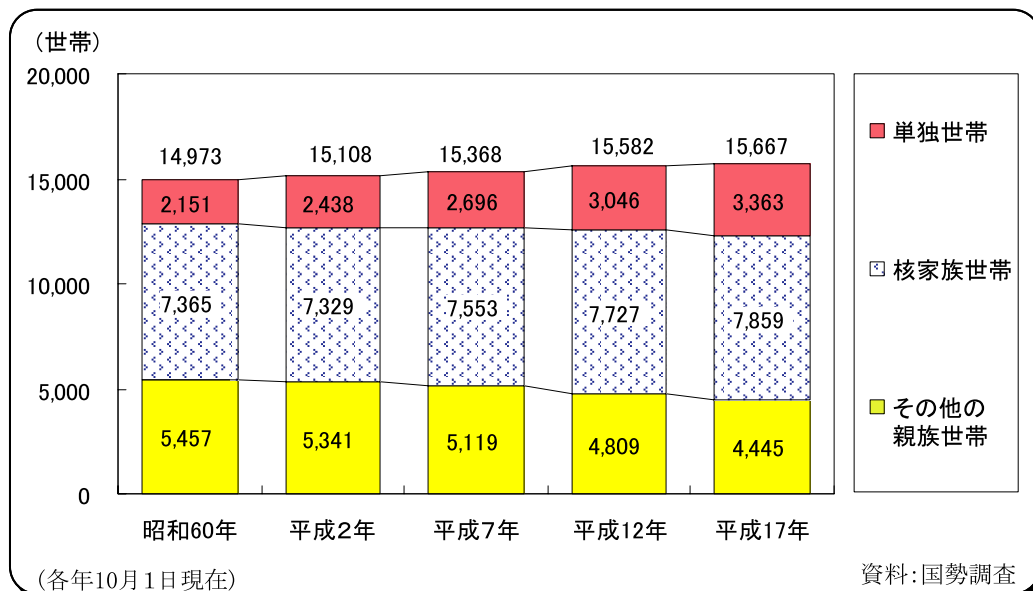
● 家族形態の多様化

少子高齢化や産業構造の変化、人々の価値観の多様化などが相まって、家族形態が多様化しています。多世代家族が減り、いわゆる核家族化が進行したのは数十年前からですが、近年は、さらに2人や1人の世帯が増える傾向にあり（図 1-5 参照）、本市の1世帯あたりの平均人数は3.2人となっています（平成17年国勢調査）。これは、高齢者の一人暮らしや夫婦だけの世帯が増えていることでもあります。若い世代にも同じような傾向が見られるようです。世帯人数の減少は、必然的に家庭内の相互扶助機能の低下を招くこととなり、家庭の安定を保つには、従来の固定的な性別役割分担を解消し、男女が共に家事や育児を担っていくことが必要です。

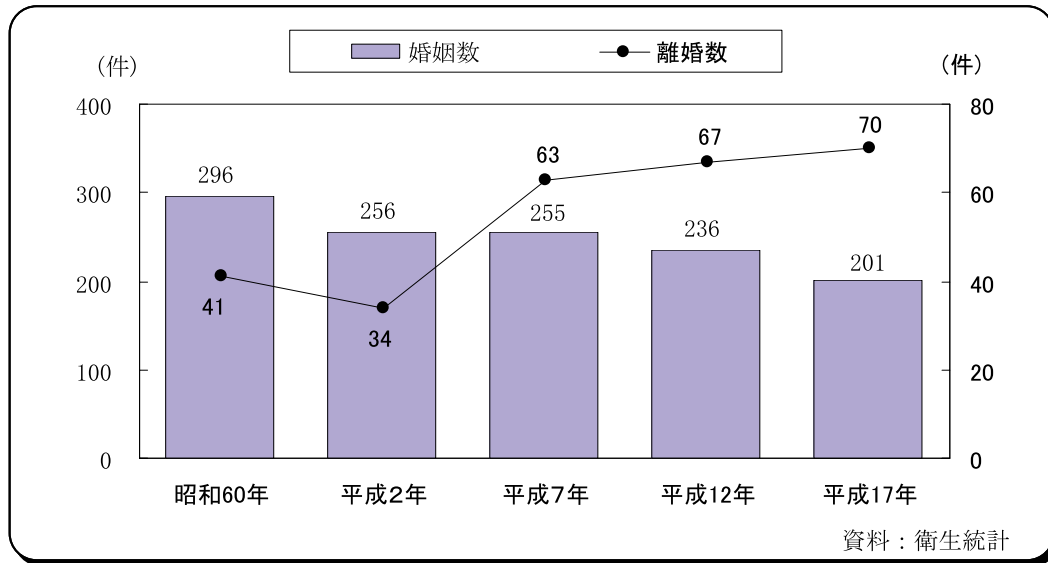
また、近年の離婚件数の増加（図 1-6 参照）は、ひとり親家庭*やステップファミリー*など、家族構成の多様化にもつながっています。

このような家族形態の多様化によってもたらされた現在の状況と、従来の画一的な家族像（夫婦と子どもを基礎単位とした家族）を基本とした現行の社会制度や社会慣行との間には様々なギャップが生じており、それを解消するためには、多様化を前提とした最適な社会制度の構築が必要となっています。

◆ 図 1-5 世帯数の推移



◆ 図 1-6 婚姻・離婚件数の推移



産業の状況及び就業構造の変化

本市の産業構造を見ると、農業を中心とする第1次産業人口が全就業者数の25.6%を占めており、国、県に比べてもかなり高い割合となっています（表1-1、図1-7参照）。農家の高齢化が進む中、本市でも農業後継者の不足が問題となっており、農家の女性は農業の担い手として重要な役割を果たしています（農業就業者に占める女性の割合は44.2%）。しかし、農家の女性が必ずしもその貢献に見合った評価を受けているとはいえません。特に、男性優先のしきたり、農業収入を男性に帰属させる慣行等は、農業分野における男女共同参画推進の障害となっています。

これからの農業を女性や若者にとっても魅力的なものとするだけでなく、本市の優れた農畜水産物を活用した商品開発や観光産業との連携によるアグリビジネス*の創出のためにも、これまでの農業経営のあり方の見直しと対等な立場での男女共同参画の推進が必要となっています。

一方、第1次産業以外の分野に目を向けると、女性の勤労意欲の高まりや男女雇用機会均等法*の施行を受け、女性も勤めに出ることが一般的となる中で、正社員以外の派遣、パート労働者の活用などにより、就業形態の多様化や雇用の流動化が進み、男性が中核的な労働力として働くことを想定している雇用慣行は揺らぎつつあります。また、全国的には、女性の能力発揮促進や男性も含めた仕事と家庭の両立支援などに取り組む企業が増加するなど、新たな雇用管理システムに向けた動きも見られます。

しかしながら、未だに女性の管理職比率は低く、能力発揮の機会も不十分な状況です。また、出産を機に働く女性の多くが退職せざるを得ない職場環境など、出産・子育てと仕事との両立が困難であり、いったん退職すると、再就職・再就業が困難となっています。加えて、女性をあくまで補助的な労働力とみる風潮は根強いものがあります。

このため、このような風潮の払拭とともに、女性の社会復帰を支援することが重要となっています。また、これからの一層の女性の社会進出を促すには、男女が共に担うべき家庭生活を維持する責任を、雇用主、同僚などすべての人がよく理解し、仕事と家庭生活が両立し、充実した働き方と生き方ができる労働条件・環境の整備が求められています。

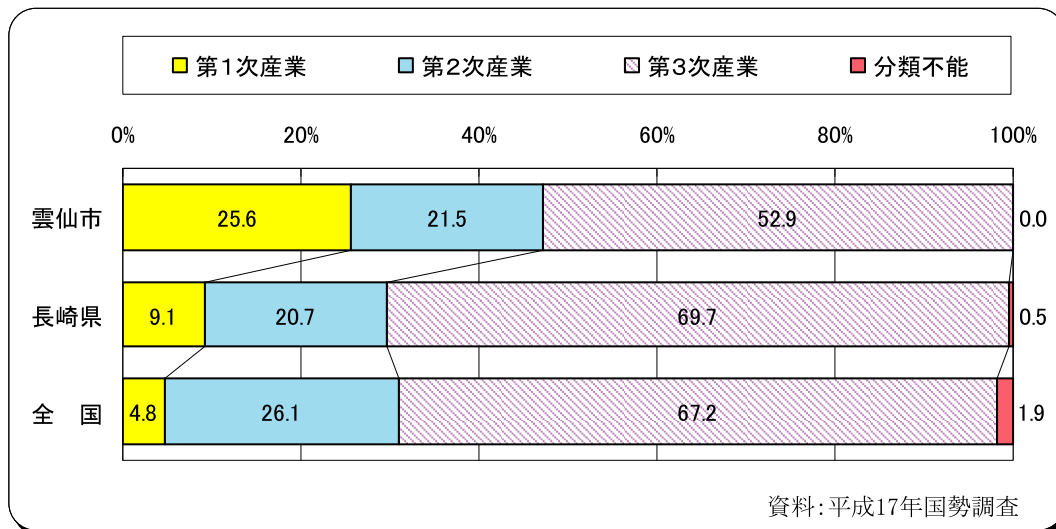
◆ 表 1-1 産業別就業者数及び割合

	雲仙市		長崎県	全国
	人数(人)	割合(%)	割合(%)	割合(%)
第1次産業	6,481	25.6	9.1	4.8
農業	6,172	24.3	6.7	4.4
林業	9	0.0	0.0	0.1
農業	300	1.2	2.3	0.4
第2次産業	5,453	21.5	20.7	26.1
鉱業	7	0.0	0.1	0.0
建設業	2,718	10.7	9.9	8.8
製造業	2,728	10.8	10.7	17.3
第3次産業	13,404	52.9	69.7	67.2
電気・ガス・熱供給・水道業	48	0.2	0.5	0.5
情報通信業	50	0.2	1.0	2.6
運輸業	830	3.3	4.4	5.1
卸売・小売業	3,789	14.9	18.3	17.9
金融 保険業	299	1.2	1.5	2.5
不動産業	26	0.1	0.7	1.4
飲食店・宿泊業	1,741	6.9	5.4	5.2
医療・福祉	2,851	11.2	12.6	8.7
教育・学習支援業	687	2.7	4.7	4.4
複合サービス事業	578	2.3	1.5	1.1
サービス業(他に分類されないもの)	1,718	6.8	12.6	14.3
公務	787	3.1	5.5	3.4
分類不能	12	0.0	0.5	1.9
計	25,350	100.0	100.0	100.0

資料:平成17年国勢調査

※表中の%表示の合計は、端数処理（四捨五入）の関係で、内訳の%表示の和と一致しないことがあります。

◆ 図1-7 産業構造（産業別就業者割合）



● 地域コミュニティのせい弱化と新たな地域活動の動き

少子高齢化や都市化の進展、家族形態や個人の意識、ライフスタイルの多様化などにより、これまでの地縁、血縁などに基づく地域の連帯感や支え合いの力が弱体化しつつあります。しかし、地域社会は市民一人ひとりが豊かな生活を送るための共通の基盤であり、特に地域住民の安全・安心の確保、快適な生活環境の保全や維持を図る上で、地域の果たす役割は大きく、地域コミュニティ^{*}の再構築とその活動の活性化が求められています。

他方、自由時間の増大や個性や能力を重視する価値観の広がりなどを背景に、社会参加による自己実現を図ろうとする意識が高まり、ボランティアやNPO^{*}活動への参加の動きが広がりを見せています。また、高齢者、障害者などこれまでサービスの受け手として考えられていた人たちが、ボランティア活動やシルバー人材センターの活動などに主体的に取り組むなど、新たな充実感や生きがいを見出し社会活動に参加しようとする意識も芽生えてきています。

地域福祉の重要性が指摘される今日、こうした市民の新しい地域活動と、従来の地縁などに基づく地域コミュニティ活動^{*}の連携は、今後の大きな課題であり、それを視野に入れながら、地域全体で日常生活上の不安の解消や生活課題の解決を図り、自分の意思で様々な社会活動に参加できるような社会を創り上げていくことが求められています。